

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の変更に関する 特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解の概要

1. 変更内容と認定審査の基準との関係

- 審査委員会では、要求基準（19項目）への適合確認及び評価基準（25項目）ごとの評価を行い、認定審査を実施。
- 今般の計画変更についても、要求基準及び評価基準のうち関係する項目について整理。
- 要求基準について不適合となるものはない及び評価基準について再評価を行うほどの大きな影響はないと考えられる。

2. 関係する審査基準

- 以下のとおり、審査への影響や再評価を行うほどの大きな影響はないと判断。

- ・資金調達の実績性【要求基準4】
- ・事業遂行能力【評価基準20】
- ・財務の安定性【評価基準21】

事業費増加分は中核株主の出資増で対応し、IR事業者の構成員に変更はないこと、また、フリーキャッシュフローが黒字化する時期に変更がなく、財務リスクが発生した場合の対処も可能であることを確認

- ・カジノ収益の活用【要求基準16】【評価基準24】

カジノ事業の収益の活用の具体的内容に変更がなく、収支計画等との整合性もとれていることを確認

- ・IR区域整備による経済的社会的効果【要求基準18】

- ・観光への効果【評価基準17】
- ・地域経済への効果【評価基準18】

経済波及効果が引き下がらないことを確認

- ・2030年観光戦略目標への貢献【評価基準19】

2030年内の開業となるものの、開業以降に訪日外国人旅行者数や消費額の増加への貢献が見込まれ、また、認定時において開業時期が1～3年程度後ろ倒しになるリスクを織り込んで評価を行っている

3. 区域整備計画の変更手続

IR整備法令にて大臣認定と変更届出の2つの手続きが規定

<変更届出に該当する要件>

- 以下の変更であって計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの
 - 事業の工程等の変更であり必要最小限度のもの
 - 計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

4. 今般の変更内容を踏まえた変更手続

- 今般の変更は、事業工程の必要最小限度の変更、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断する。
- 事業工程の延長
 - ・ 資材価格の高騰等の外部要因による事業費の増加等に伴う関係者調整、 I R 整備法に基づく各種手続の期間等に起因
 - ・ また、建設需要の高まりや建設業界の人手不足、万博との工事輻輳等を踏まえると、これ以上の建設期間の短縮や開業時期の前倒しは難しい状況
 - ・ 以上のことから、事業工程の必要最小限度の変更と判断される。
- 事業費の増加
 - ・ 資材価格はここ 2 年で約 20% の上昇、人件費は約 9 % の上昇。
 - ・ 資材価格の高騰等の外部要因によるものであり、 I R 施設の規模や機能、カジノ収益の活用のあり方など、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。
- 今般の変更内容については、要求基準に不適合となる点がなく、かつ、評価基準について再評価を行うほどの影響がないことから、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断される。